### 専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和2年8月31日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決 処分する。

令和2年6月26日 専決

羽曳野市長 北川嗣雄

記

処 分 事 項

羽曳野市営向野東住宅 2・3 号棟解体工事の請負契約を変更する契約

- 1 契約の目的 羽曳野市営向野東住宅 2・3 号棟解体工事の請負契約を変更 する契約
- 2 契約金額の変更 原請負契約の契約金額「264,036,300 円」を「251,761,400 円」に変更する。

# 羽曳野市営向野東住宅2・3号棟解体工事 工事費の主な増減項目

# 主な増項目

	名称	原設計金額	変更設計金額	差額
1	アスベスト(飛散性)処分	1, 141, 086	2, 478, 910	1, 337, 824
2	金属くず処分	-4, 608, 199	-3, 583, 868	1, 024, 331
3	敷鉄板	498, 492	1, 570, 250	1, 071, 758
4	出入口部分路面補修	0	465, 883	465, 883
5	混合廃棄物処分	786, 265	1, 242, 032	455, 767
6	杭撤去	13, 770, 667	14, 104, 098	333, 431
7	リサイクル家電処分	177, 989	466, 328	288, 339
8	その他	6, 872, 700	7, 666, 498	793, 798
	増項目工事費計	18, 639, 000	24, 410, 131	5, 771, 131

# 主な減項目

	名称	原設計金額	変更設計金額	差額
1	コンクリートガラ処分	18, 669, 051	11, 303, 222	-7, 365, 829
2	木くず処分	12, 105, 155	2, 666, 806	-9, 438, 349
3	砕石処分	14, 543, 717	14, 099, 160	-444, 557
4	アスファルトガラ処分	4, 290, 991	4, 050, 871	-240, 120
5	その他	1, 933, 085	1, 375, 909	-557, 176
	減項目工事費計	51, 541, 999	33, 495, 968	-18, 046, 031

# 羽曳野市営向野東住宅2・3号棟解体工事 配置図

配置図

工事範囲を示す

報告第19号 資 料 2